

IFRS適用に向けた取組み状況等 に関する調査結果概要

2009年4月6日

(社)日本経済団体連合会

- ・EUをはじめ多くの国々が国際会計基準(IFRS)を採用するなか、米国証券取引委員会(SEC)も適用に向けた明確な方向性とスケジュールを示すロードマップ案を公表し、世界の金融資本市場におけるIFRS導入の流れが勢いを増している。
- ・日本経団連では、昨年10月に「会計基準の統一化へのわが国の対応」をとりまとめ、わが国証券市場や企業の国際競争力強化に向けて、IFRS採用に関するロードマップを早期に示すよう提言を行った。
- ・このような流れを受けて、本年2月には、金融庁から「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」(以下「中間報告案」)が公表され、IFRSの適用時期や、適用のための諸条件が示されたところである。
- ・このような状況を踏まえ、日本経団連では、中間報告案に対して正式に意見発信するとともに、今後、わが国におけるIFRS導入を円滑に進めるための懸念や課題を整理することが必要との考えから、各社における準備状況、並びに懸念事項や課題等について調査を行うこととした。

調査時期	平成21年3月
調査方法	メール送付による自記入アンケート方式
調査対象	経団連全会員企業(1,307社)に送付
回答企業	446社から回答(回答率 34.1%)

アンケート調査結果概要 I (企業会計審議会 中間報告案について)

IFRSの内容、基準設定におけるデュープロセスをはじめ諸課題の達成状況等を十分に見極めることを前提に、大半の企業が、国際会計基準(IFRS)の当面の任意適用や将来的な強制適用を示した中間報告案の内容に理解を示している。一方で、強制適用に至るスケジュール、個別財務諸表開示の簡素化、コスト面の課題等について、さらに検討を深めるべきとの指摘が多い。また、国際会計基準のニーズが乏しい企業においては、コンバージェンスの継続による対応を望む声もある。

➤ IFRSの適用に向けた課題について

⇒18%(68社)の会社が記載が不十分(追加すべき点等があるなど)としている。主な内容としては、MOUの方向性に対する懸念、IFRSの翻訳の問題、監査人の役割等に関する記載が不十分であると指摘。

➤ 任意適用について

⇒現時点で任意適用を検討している企業は多くない(「IFRSの適用に向けた取組状況について」のアンケート調査結果より)ことから、概ね原案を支持する割合が高い。任意適用企業の解釈や実務がその後続く企業の先行事例として固定化することを懸念する意見がある。

➤ 強制適用について

⇒18%(70社)の企業が強制適用の開始時期について記載が不十分と回答。主な理由として、強制適用に至るスケジュールが明確化されていないこと、3年間の準備期間では不十分であることなどが指摘されている。また、それに関連して、段階的に強制適用へ移行することを求める意見も少なくない。

➤ その他の項目について

⇒個別財務諸表の取扱い28%(106社)、コストへの配慮22%(85社)について記載が不十分と回答。特に、中間報告案では明記されていない金融商品取引法上の個別財務諸表開示については、開示の廃止を含め約7割近い会社が抜本的に簡素化すべきとしている。

アンケート調査結果概要Ⅱ (IFRSの適用に向けた取組み状況について)

➤ IFRSの任意適用について

⇒2割強(91社)の企業が、前向きに、又は状況次第で任意適用を検討したいと回答。このうち、**2011年度までに任意適用する可能性がある」と回答した企業が5社**存在する。なお、いずれの企業も任意適用することを正式に機関決定した回答ではなく、努力目標などを含んでいる。

➤ IFRS適用に向けての検討状況について

⇒IFRSの適用に向けての検討状況については、**「検討を開始している」と回答した企業(205社)**と**「全く検討していない」と回答した企業(181社)**がほぼ半々である。

また、「検討を開始している」と回答した企業も9割強(192社)が検討の初期段階(現行基準との差異の把握など)であり、既にIFRSに基づく財務諸表作成を行うなど実行段階と回答した企業は2社のみである。

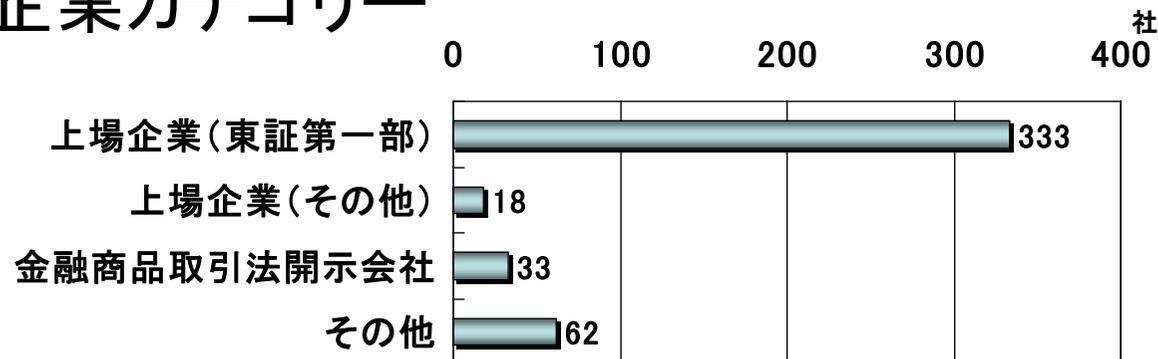
一方、「全く検討を開始していない」と回答した企業では、検討を開始する時期として、「米国及びIASB/FASBのMOU項目の動向」、「日本が強制適用の判断を行ってから」と回答した企業が5割を超えており、**企業の取組み状況に大きな差**が見られる。

➤ IFRS適用に関する懸念について

⇒「導入後の決算実務負担」、「単体と連結会計基準が異なることによる実務対応」に対する懸念度合いが高くなっている。ここ数年、内部統制や四半期報告制度の導入により、企業の経理部門の実務負担が増加しており、更なる実務負担を強いられることに対する強い危機感が伺える。

企業属性その他基本情報

◎企業カテゴリー



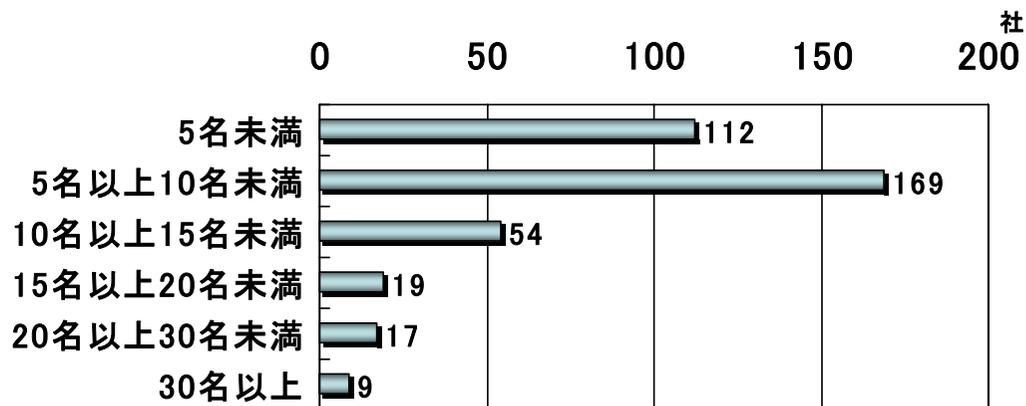
※金融商品取引法開示会社
 金融商品取引所に上場されている有価証券及び流通状況がそれに準ずるものとして政令で定める有価証券の発行会社とする。

◎連結財務諸表作成及び売上高の状況



■ 連結財務諸表作成会社
 ■ 個別財務諸表のみ作成会社

◎連結決算を担う部門の規模



◎回答結果一覧

	原案を支持他	不十分他
IFRSの適用に向けた課題	81.9%	18.1%
任意適用の開始時期について	88.7%	11.3%
任意適用の対象企業について	85.0%	15.0%
任意適用時の並行開示	87.4%	12.6%
強制適用の是非 ※諸課題の達成状況等を十分に見極めることを前提	89.5%	10.5%
強制適用の判断時期	84.0%	16.0%
強制適用の開始時期	81.6%	18.4%
強制適用の移行方法	85.0%	15.0%
強制適用の対象企業	85.0%	15.0%
個別財務諸表の取扱い	72.2%	27.8%
コストへの配慮	77.7%	22.3%
金商法上の個別財務諸表開示の簡素化	33.3%	66.7%

◎IFRSの適用に向けた課題について

- ・原案を支持 81.9%(307社)
- ・不十分 18.1%(68社)

【不十分と考える理由(回答の一部)】

- ・全体としてはよいが、個別論点(コスト面の課題、個別財務諸表の開示の簡素化、MOU(退職給付、財務諸表の表示等の中長期プロジェクト)の懸念事項への言及)に不十分な点がある
- ・翻訳についてIASBのDP・EDを含めた早期のリリース対応について情報が必要
- ・監査法人間のIFRS適用に対する監査上の見解の相違をなくすために、JICPAが中心となり意見調整などの主導的役割を果たす必要がある
- ・最終的には、監査人の判断が重要となると思われる。このため、監査人は、IFRSの適用の取り組みをしている企業等の作成者に対して、これらの取り組みの早期の段階から積極的に関与し、監査人としての的確な指導・助言をすることが強く求められる。
- ・プリンシプル・ベースのIFRSが実務において適切に適用されることを確保するためには、監査人においても、各企業・各業界の実情等をより一層理解し、我が国のIFRS監査の実務を統一的なものとするよう、各監査事務所における審査体制の整備や、監査の実務指針の見直しが必要になると考えられる。
- ・コストへの配慮についても明確に課題として認識すべき
- ・IFRSが、我が国の商慣行、企業の実態を適切に反映したもの、反映できるものになっているかの検証を行い、また、そうするための具体的な方法を検討すべき

◎任意適用について

a. 開始時期について

「2010年3月期の年度の財務諸表から」

・原案を支持	88.7%(337社)
・不十分	11.3%(43社)

【回答の一部】

「原案を支持」の理由

- ・米国では2009年からIFRS早期適用が認められており、我が国においても同じタイミングで認めることが適切である。

「不十分」の理由

- ・任意適用とは言え、この後に続く企業の先行事例となることもあり、条件整備についてはやはり十分に議論を尽くす必要がある。2011年3月と1期遅らせてでも、開示・移行にかかる条件整備をしっかりと詰めるべき。
- ・IFRSが日本の商取引や慣行に適合するのか、公正妥当な会計慣行となりうるのか、一部カーブアウト(適用除外)すべき規定はないのかなど、任意適用とは言え、よく吟味する時間は必要。
- ・中間報告では強制適用の是非については「十分に見極めて上で判断をすることが適当」と言いつつも、道筋としては適用の拡大・強制適用を念頭に置いていると思慮する。言い換えると、一旦任意適用を認めてしまうと後戻りは極めて困難である。しかしながら一方で、米国のロードマップに対する最近の米国内でのリアクション、特にその移行時期の妥当性についての議論の進捗について、引き続き注視しなくてはならないと考える。この点を考慮すると、2010年3月期からの任意適用は少し尚早であり、1-2年遅らせてもよいと考える。

◎任意適用について

b. 対象企業について

「国際的な財務活動を行っている企業又は市場において十分周知されている一定規模以上の企業等の連結財務諸表」

・原案を支持	85.0%(323社)
・不十分	15.0%(57社)

【回答の一部】

「原案を支持」の理由

- ・IFRS適用のための課題(会計マニュアル整備等の体制整備)への対応を考えれば、任意適用の対象企業は自ずと限定されるはず。また、米国においてもIFRSの早期適用を認める会社を限定している点も考慮すべき

「不十分」の理由

- ・基本的な考え方に関しては妥当であると考えますが、任意適用の際の手續(事前認可手續き等)について具体的な言及が必要であると考えます。
- ・監査を実施する監査法人の体制整備も不可欠
- ・上場企業が前提とされているが、国際的な財務活動を行っている企業等の傘下企業で、連結財務諸表を作成している場合は、当該傘下企業の連結財務諸表も対象とすべき
- ・「市場において十分周知されている一定規模以上の企業等」では約1500社とSEC案(約110社)に比べて多過ぎる。この結果、なし崩し的にIFRSの強制適用に進む懸念がある。「国際的な財務活動を行っている企業」及び規模要件のハードルを上げて限定的な数の企業とすべき。

◎任意適用について

c. 並行開示について

「並行開示は導入初年度に限定し、その後は、IFRSと我が国会計基準の重要な差異の注記にとどめる」

・原案を支持 87.4% (332社)

・不十分 12.6% (48社)

【回答の一部】

「原案を支持」の理由

- ・任意適用時の並行開示は企業の負担を考慮して最小限度にするべきであり、その趣旨が反映されていると理解する。なお、IFRS適用初年度は開示規則において並行開示を求められていなくても、適用による影響把握等のために日本基準にもとづく財務諸表の作成は必要と考えている。

「不十分」の理由

- ・IFRS自体にも初年度適用時の開示ルール(2カ年分の比較情報とGAAPとの重要な差異の調整表など)があると思うが、これとの整合が取れる開示で十分ではないか(初年度の日本基準でのフル開示までは必要ないのではないか)。
- ・具体的にどのような並行開示になるのかが明確でなければ、実務上2つの基準に基づいて同時に開示することとなり、負荷が非常に高くなる。期中の業績予想をどの基準で行うのかも、IR上混乱を招く可能性がある。決算短信など証券取引所の適時開示ルールも含め、並行開示を簡素化する方向で詳細を決定する必要がある。範囲についてはIFRS第1号における調整表にとどめるべきであり、並行開示を拡大すれば、任意適用する企業は出てきにくい上、米国会計基準に基づいて本邦で決算を作成・公表している企業との間に不平等を招くことになると思う。

◎強制適用について

a. 強制適用の是非について

・肯定的である 89.5% (342社)

※ただし、諸課題の達成状況等を十分に見極めることが前提

・否定的である 10.5% (40社)

【回答の一部】

「肯定的である」の理由

- ・まずコンバージェンスを徹底する必要がある。IFRSの強制適用については、コスト面、MOUの動向、米国の動向等を勘案して慎重に判断すべきと考えられる。諸課題(特にMOUが適正な方向へ進むこと)で達成されていないものがあれば、強制適用に進むべきではない。

「否定的である」の理由

- ・資金調達が国内市場で十分可能な会社まで強制適用はコストだけがふくらむ
- ・日本基準でも十分な品質の財務諸表の作成が出来るのでIFRSの強制適用は不要である。
- ・情勢は未だ流動的であり慎重に判断すべきと考える。
- ・導入に際してのコスト負担等が大きすぎる
- ・国内がほぼ100%であり会計基準の変更の恩恵はない
- ・強制適用するのであれば、単体決算も同時でないと、極めて非効率な状況となる。

◎強制適用について

b. 強制適用の判断時期について(「2012年を目途」)

・原案を支持	84.0%(321社)
・不十分	16.0%(61社)

【「不十分」と考える理由(回答の一部)】

- ・米国の判断を待つのではなく、日本としての意思決定をするべき。判断時期は「2012年までに」等、期限を明記するべき
- ・米国等の動きを配慮したものと思われませんが、企業側の準備を考慮すると、より明確にすべき
- ・IFRSが高品質な会計基準であると同時に、真にグローバルな会計基準であることのメルクマールとして、(世界最大の資本市場国である)米国の動向を踏まえることを必須要件とすべき
- ・強制適用の「判断時期」は「目処」ではなく明確にするべき。米国は2011年にIFRS強制適用の可否判断を行うことをロードマップ案に明示しており、日本だけが曖昧なスタンスをとることは適切でない。遅くとも米国の1年遅れ、つまり2012年に判断することを現時点で明示するべきである。なお、状況によっては当該時点で判断を先延ばしにすることも一つの選択肢としてあるはず
- ・今の時点で2012年と特定するのは早すぎる、もう少し様子を見てもよい

◎強制適用について

c. 強制適用の開始時期について(「十分な準備期間を確保(少なくとも3年間)」)

・原案を支持	81.6%(311社)
・不十分	18.4%(70社)

【「不十分」と考える理由(回答の一部)】

- ・適用に向けた準備のスケジュールリングを検討するにあたり、開始時期については明確にしていきたい。
- ・IFRS適用初回には前年度分の財務諸表一式および前年度期首B/Sの開示も必要であるため、「少なくとも3年間」といっても3年間まるまる準備に使えるわけではないことを周知する必要がある
- ・十分な準備期間を確保することについて異論はないが、少なくとも3年間ということについてはさらに議論が必要
- ・人材育成、システム対応、全上場企業が一斉に動くこと等を考えれば、3年で十分とは思わない
- ・システム対応、テストラン、比較2年分のデータ作成を勘案すると、3年では不十分な可能性もあるため、5年程度まで準備期間に幅を持たせてほしい
- ・システム修正や事業活動の方法の見直しも必要になるとすると少なくとも5年の準備期間は必要

◎強制適用について

d. 強制適用の移行方法について(「一斉にIFRSに移行」)

・原案を支持	85.0%(324社)
・不十分	15.0%(57社)

【「不十分」と考える理由(回答の一部)】

- ・3年間の準備期間の後、米国のように3年かけて対応するステップを設けるべき。企業会計審議会中間報告案のように一斉にIFRSに移行する案では、小規模企業が米国より1年早く強制適用されてしまう問題がある
- ・中間報告では「一斉にIFRSに移行」することとなっているが、一斉移行では、一定期間に需要が殺到し、システム導入や監査対応などが物理的に逼迫することが懸念される。社会的な負荷を抑える観点からも、アメリカのような段階的移行も検討する必要がある。
- ・一斉に適用する場合、適用にあたっての作業が集中し監査法人やコンサルタントの対応が十分とならない恐れがあること、段階的に適用することで、先行企業の移行事例を生かし、全体として移行の円滑化とコスト削減に資すると考えられるためです。

◎強制適用について

e. 強制適用の対象企業について(「上場企業」)

・原案を支持	85.0%(324社)
・不十分	15.0%(57社)

【回答の一部】

「原案を支持」の理由

- ・ 企業間でその適用する会計基準が異なるのは、財務諸表利用者にとって分かりづらいなど弊害が多い。中間報告にあるとおり、段階的にはあるが、上場企業を一律対象にすることが妥当。

「不十分」の理由

- ・ 上場企業にも幅広い企業層があり、グローバルな事業展開や資金調達をしていない会社や新規上場予備軍を含め全上場企業に一律の対応を強制することは上場コストの増加により市場参入障壁を高くし、企業活動そのものにも悪影響を及ぼす恐れがある。
- ・ すべての上場企業を対象にするのではなく、例えばジャスダック市場やマザーズ市場は日本基準による連結財務諸表も可などの緩和措置を設けることを検討するべきである。(中略)世界における東京マーケットのステータスを維持することが最も重要であり、そのために東京証券取引所一部の上場企業にはIFRSを義務付けるべきであると考えが、そこに至るまでの過程では、まず日本基準できちんとした開示を求めることでよいのではないか。

◎その他の項目

a. 個別財務諸表の取扱い

・原案を支持	72. 2%(275社)
・不十分	27. 8%(106社)

【回答の一部】

「原案を支持」の理由

- ・ 中間報告では、個別財務諸表の取扱いについては、「強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討する」とされており、異論はない。ただし、個別財表は、我が国の会社法、税法などの関係法令と非常に密接に関わっているため、これら関係法令との調整がなされない場合は、連単分離が望ましい。

「不十分」の理由

- ・ 個別財務諸表へは適用しないことを明確にする必要がある
- ・ 早いうちに連単分離容認の結論を決定すべきであり、ずるずると結論を引き延ばすことはリスクが高い
- ・ 連結財務諸表にIFRSが適用される企業については、作成実務の効率化・簡素化を図る観点等から、個別財務諸表へのIFRSの任意適用とすることも検討すべき。
- ・ 基準の大きく異なる複数の財務諸表を継続的に作成することは困難
- ・ 税法の問題を整理するのか、しないのか、具体的に明示すべき。

◎その他の項目

b. コストへの配慮

・原案を支持	77.7%(296社)
・不十分	22.3%(85社)

【「不十分」と考える理由(回答の一部)】

- ・IFRSの適用に過大なコストがかかれば、企業に大きな負担となる。この問題への対応は、企業だけでなく、監査法人、監督当局、取引所、利用者、教育機関全てが一丸となって、効率的な適用を推進出来るような体制作りを計画的に取り組むべきであり、具体的な方針を示すべき
- ・日本基準とIFRS適用による二重帳簿の負担を減らすために、税法および会社法の配当可能利益の計算にかかる問題を解決する必要がある
- ・中間報告では、十分な時間をとることで、効率的かつ計画的な対応を呼びかけているが、事前の準備を行うためにも、強制適用の時期、ロードマップの明確化は必要である。
- ・一斉適用では、全社でシステム導入を行えば、会計専門家、SE等が不足し、導入コストが高騰する懸念がある。
- ・コスト面の課題の検討が不十分。IFRSの導入方法によっては、SOX法対応より、はるかに多額のコストがかかる懸念がある。最近、監査法人やコンサルタント会社がIFRSセミナーを開催して、大幅なコストのかかる方法を提案しているのは問題である。
- ・四半期報告や内部統制などコストが上昇の一途という現実を明示すべき

◎その他の項目

c. 金融商品取引法上の個別財務諸表開示の簡素化

- | | |
|----------------|-------------|
| ・原案を支持(明記なし) | 33.3%(127社) |
| ・抜本的な簡素化を求めるべき | 57.7%(220社) |
| ・その他 | 8.9%(34社) |

【回答の一部】

「抜本的な簡素化を求めるべき」の補足事項

- ・今年度から始まった四半期報告制度では、連結ベースの開示となっているが、特段、単体情報についての要望などはきかない。
- ・年度の財務報告についても、IFRSを採用することで国際的な比較可能性を優先するのであれば、単体情報については抜本的に見直しを行ってほしい。有報情報は連結ベースでよいのではないか。
- ・IFRS基準の連結情報と日本基準の単体情報が開示された場合、財務諸表利用者にとって非常に分かりづらくなるのでは、と懸念している。また、余分な調整表等が必要となり、事務負担の増加も危惧するところである。

「その他」の補足事項

- ・連結財務諸表作成会社の個別財務諸表開示は廃止すべき。
- ・IFRS適用の財務報告を行う場合は詳細な注記が求められるため、作成者の負担がかなり増える。つまり、IFRSを強制適用する場合は、米国をはじめとする多くの国を参考にして資本市場における個別財務諸表の開示を不要とするくらいの判断を行わなければ作成者がパンクしてしまう。
- ・抜本的な簡素化を行うのであれば、個別財務諸表については注記事項の免除(B/S・P/L等のみ開示)または大幅簡素化を検討していただきたい。

◎その他、中間報告案についての意見等

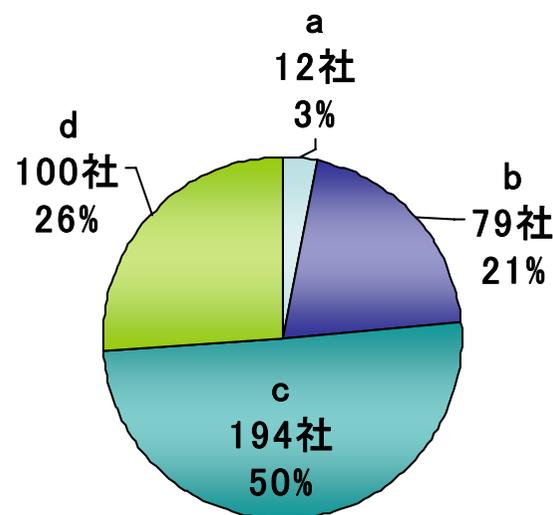
- 早期の任意適用の可能性を広げるとともに慎重に強制適用を決定していく姿勢は、企業の実情に則しており評価できるものとする。しかし、付帯的な問題なためか個別財務諸表についての議論に進展がないかのような印象となってしまうのは残念。IFRS導入におけるコストアップのカウンターとしての個別財務諸表の開示廃止に言及があるとよかった。
- 「任意適用時において適用するIFRS」について、「我が国における個々のIFRSの適用を認めるための手続」に言及されておりますが、このような部分的に適用を留保する権限を持つことは、強制適用の際により重要となってくるものであるため、強制適用時の個々のIFRSの適用を認めるための手続のあり方についても、検討することが必要。
- 別記事業の連結財務諸表にIFRSを適用する場合、制度的枠組みや監督のあり方といった点について、今後、具体的に慎重な検討を進めていくことが必要。
- IFRS適用時における実務上および開示の取扱について、作成者及び監査法人・規制当局等が具体的に議論できる環境整備が必要と考える。(相談窓口の開設等)
- IFRSの適用にあたっては、監査法人(含む公認会計士協会)との協業が不可欠であると考えますが、原案では、企業と監査法人の関係を論点とした記載が見当たらない。
- 準備を行う作成者＝企業側としては、IFRS強制適用とするならその方向性を早く明示してもらわないと、なかなか社内で一丸となって検討を進めることが難しい。IFRS適用は、その目的(メリット)を明確に説明しづらく、コストも相当かかるという面があるので、我が国の方向性を早めに出すことが、スムーズなIFRSへの移行への大きなポイントであると考えます。

◎その他、中間報告案についての意見等

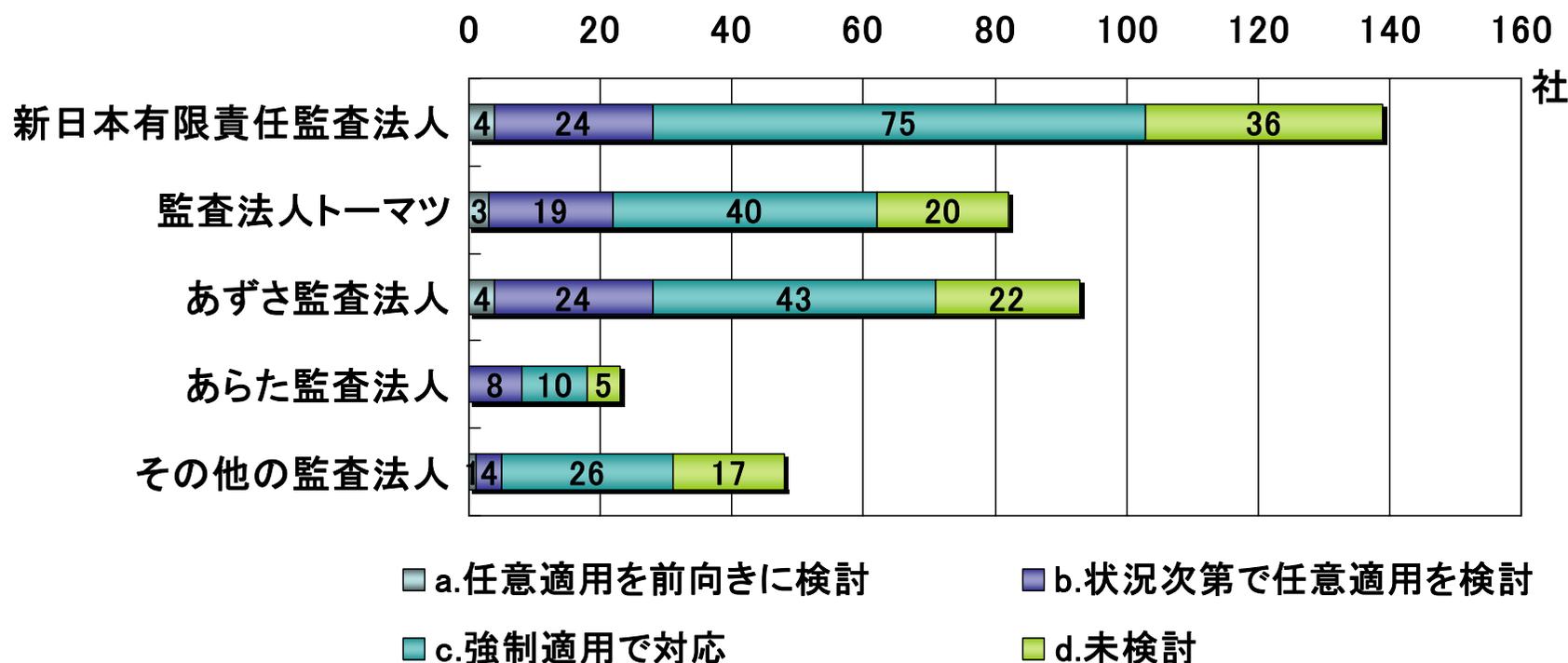
- MOUについては、退職給付費用を即時認識することに暫定合意したり、財務諸表の表示では直接法のキャッシュフロー計算表を要求する案など、問題が顕在化している。最近のMOUの動きは、IFRSの採用だけでなく、現在ASBJが中心に進めている会計コンバージェンスにとっても障害になる可能性が高い。日本として、これらに対応する方策を講じるべきである。意見書では、IFRSの任意適用から強制適用までがスムーズに進む前提で記述しているようだが、現行の会計を根本的に変えようというMOUの動き、IASBのガバナンスの問題など、今後、様々な課題が待ち受けており、問題が起きた時の危機管理対応(日本版IFRS、カーブアウト、モニタリング強化策等の複数の対応策)を準備しておく必要がある。
- 個別財務諸表にIFRSを適用しないとしても、連結上IFRSを適用するに当たって、企業の負担が減るような会計・税務制度とすべく、取り組むべきこと、あるいは課題認識していることを記載して頂きたいと思います。例えば、税務上の減価償却には損金経理要件があり、一方、IFRS上は連結内で同じ種類の資産には統一的な会計方針を採用することが求められます(関連会社含む)。現在、日本においては税務上の減価償却を準用することが許容されておりますが、本来の会計上の耐用年数・償却方法が税務上のそれとは一致しない場合、個別決算から連結決算へ連結修正が増える要因となります。従い、単体決算上も会計の観点から定めた耐用年数・償却方法に従って減価償却を実施し、税務上は申告調整で対応することを認めることが望ましいと考えます。(会計と税務、いずれかで調整が必要と言う点では変わりありませんが、決算開示までの限られた時間の中で連結処理を行なうことを考えると、連結修正を最小限にすることは、早期の決算開示に資すると考えております。)

◎IFRSの適用について 回答:385社

- a. 任意適用を前向きに検討したい
- b. 状況次第で任意適用を検討したい
- c. 強制適用で対応したい
- d. その他

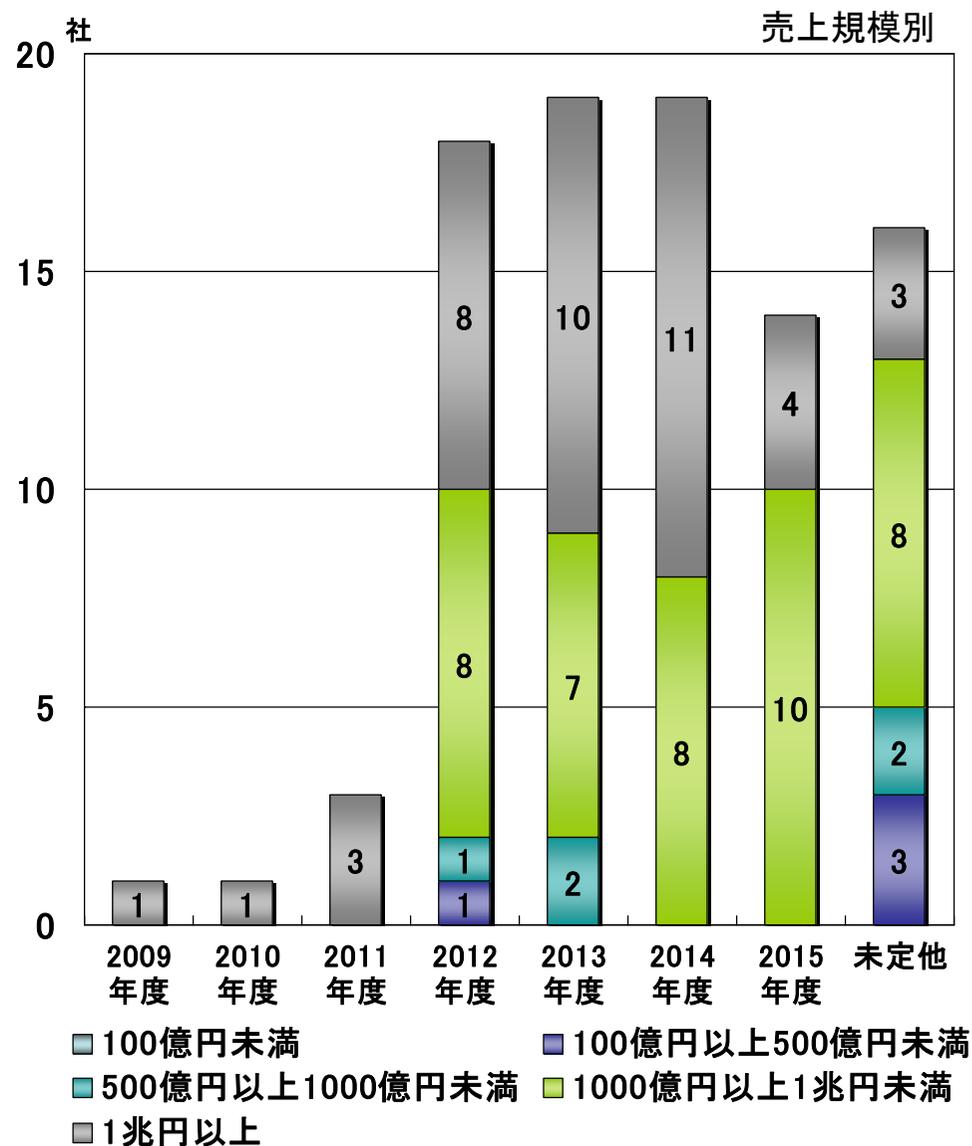
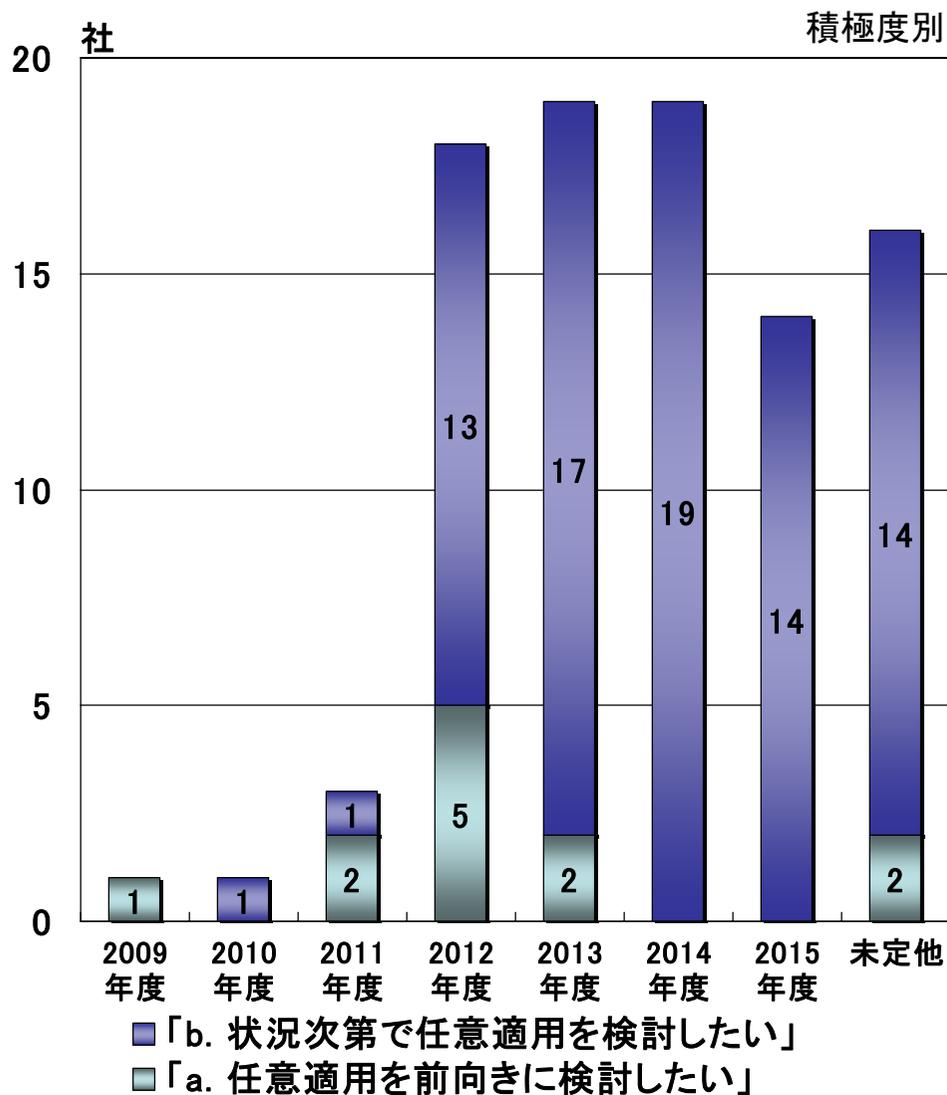


◎IFRSの適用(監査法人別)



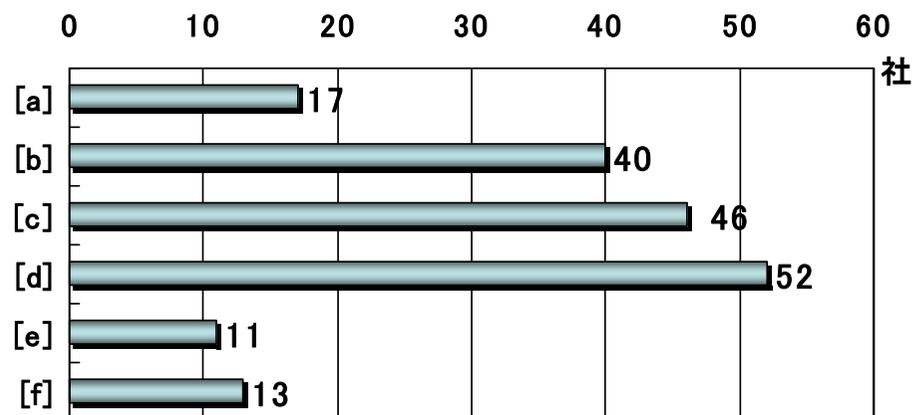
◎任意適用の時期について

※任意適用を検討したい企業91社の回答。いずれの企業も任意適用する年度を正式に機関決定しておらず、努力目標等を含むターゲット時期を回答



◎任意適用を検討する理由 回答:91社(任意適用を検討したい企業)

- a. 海外での資金調達
- b. 国際的信用の向上
- c. グローバルベースでの連結財務諸表作成の効率化
- d. グローバルベースでの比較可能性向上
- e. 会計基準としての優位性(対日本基準)
- f. その他



※複数回答可

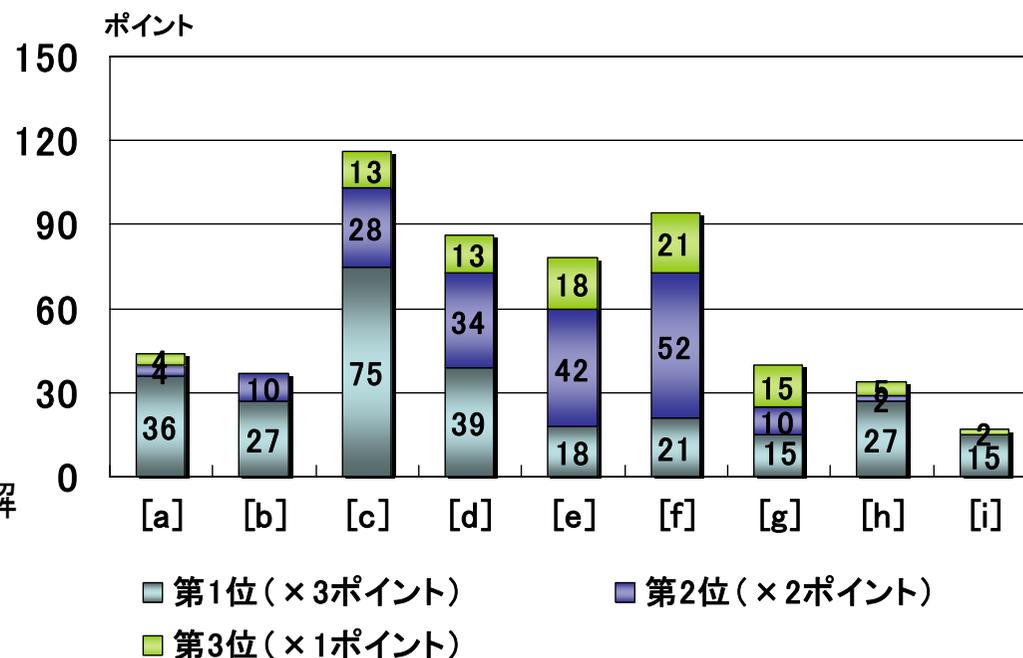
【f. その他(回答の一部)】

- グループ内業務ルールを標準化しかつ内部統制の実効性を向上させたい(システム基盤統一化も含む)
- IFRSを適用している海外上場企業とのM&A
- 日本での適用基準検討に主体的に関与したい。
- ピーク時は優良なコンサルティング会社を取り合いになり活用できない恐れがあるため

◎任意適用を検討する上での重要な要因 回答:91社(任意適用を検討したい企業)

- a. MOU項目の内容
- b. 米国証券取引委員会(SEC)の動向
- c. プリンシプルベースであるIFRSの理解
- d. 社内における人材教育
- e. 会計関係のシステム開発・整備
- f. 監査法人や規制当局の協力
- g. 他社の動向
- h. 投資家をはじめとするステークホルダーの理解
- i. その他

※重要度の高い順に3つ選択



【i. その他(回答の一部)】

- 注記項目の詳細レベルでの対応
- 財務諸表への影響

重要度	[a]	[b]	[c]	[d]	[e]	[f]	[g]	[h]	[i]
第1位	12	9	25	13	6	7	5	9	5
第2位	2	5	14	17	21	26	5	1	0
第3位	4	0	13	13	18	21	15	5	2
ポイント	44	37	116	86	78	94	40	34	17

◎任意適用した場合に、どのような解釈を行ったか等の事例を提供することについて

- | | |
|----------------|-----|
| ・可能な範囲で提供してもよい | 54社 |
| ・検討してみたい | 35社 |
| ・希望しない | 2社 |

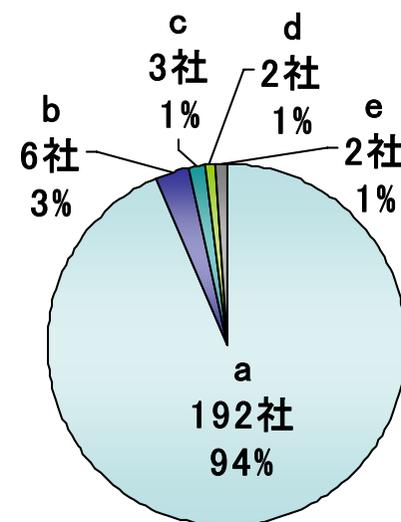
※プリンシプルベースであるIFRSの適用にあたっては、どのような解釈を行ったか等の事例を集積し、特定の関係者が集まる勉強会のようなかたちで事例を共有することが必要との考えがあることから、任意適用した場合、そのような事例を提供することについて企業の考えを問うている。

◎IFRS適用に向けての検討状況

- ・検討を開始している 205社
- ・全く検討していない 181社

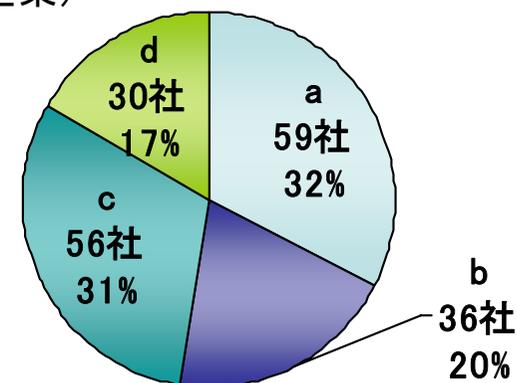
◎検討段階 回答:205社(検討を開始している企業)

- a. 事前調査・勉強段階(会計基準や現行基準との差異の把握)
- b. 計画段階(意思決定者、管理体制の決定等)
- c. 分析・評価段階(業績、ビジネスへの影響分析等)
- d. 設計段階(会計マニュアル、システム設計等)
- e. 実行段階(IFRSに基づく財務諸表作成のテスト等)



◎検討の開始時期 回答:181社(全く検討を開始していない企業)

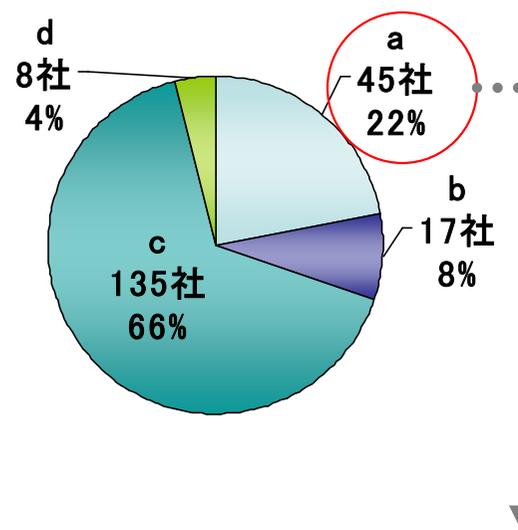
- a. 2009年～2010年頃
- b. 2011年頃
(米国及びIASB/FASBのMOU項目の動向を見極めて)
- c. 2012年頃
(日本が強制適用の判断を行ってから)
- d. 無回答(未定含む)



◎IFRSの適用に向けての専門組織の設置状況

回答:205社(検討を開始している企業)

- a. 専門組織を設置済(又は予定がある)
- b. 専門組織を設置しない(又は設置しない予定)
- c. 未定
- d. その他

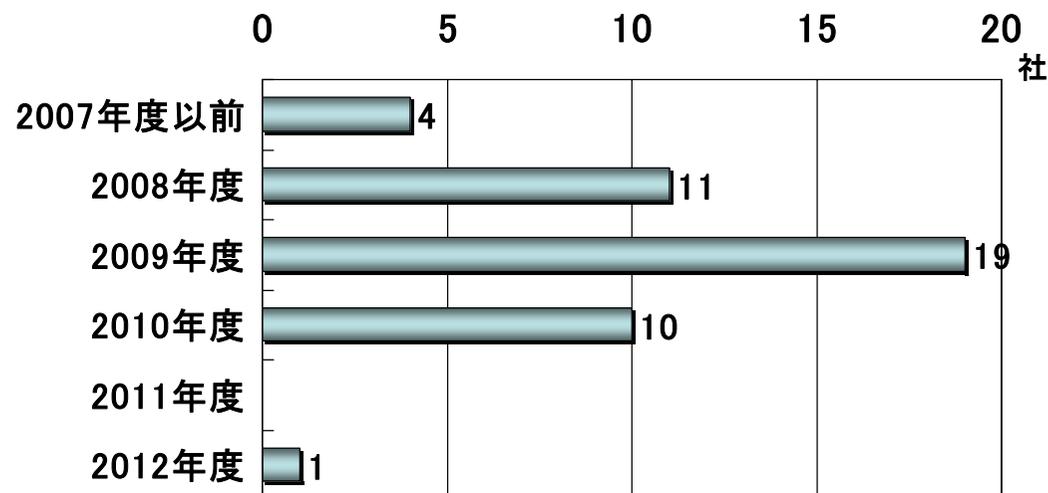


※専門組織の中には、通常業務と兼務するなど、部署を横断するプロジェクトチームも含まれている

○設置済み(又は予定がある)
企業45社の設置年度別内訳

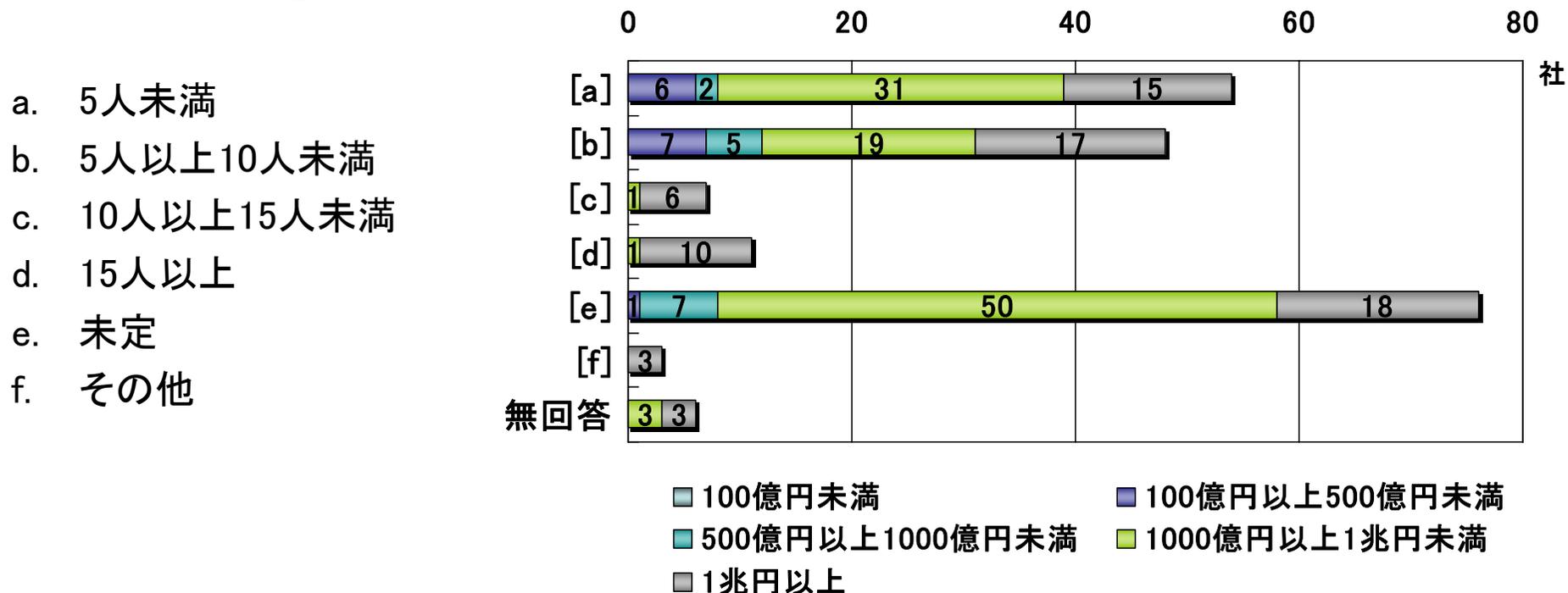
【d.その他(回答の一部)】

- ・ 導入プロジェクト段階は終了している
- ・ 現行組織の増員で対応



◎IFRSの適用を検討するための規模(人数)

回答:205社(検討を開始している企業)



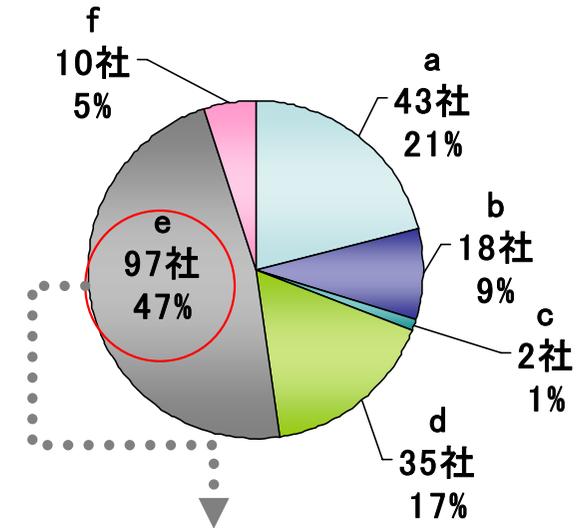
【f.その他(回答の一部)】

- ・ 導入プロジェクト段階は終了している
- ・ 当初は5人未満とするが、作業ボリューム等を見極めた後、必要な規模まで拡充

◎外部の法人等によるコンサルティングサービスの利用状況

回答:205社(検討を開始している企業)

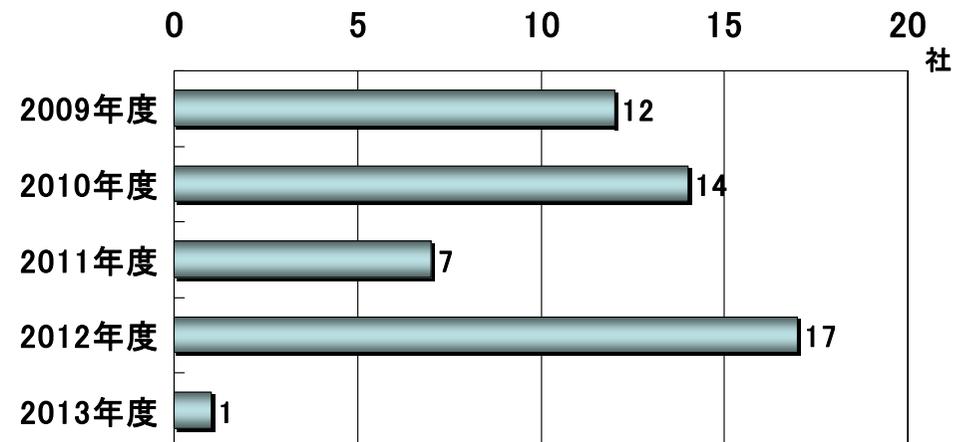
- a. 監査法人(財務諸表監査を担当する監査法人)のサービスを利用(予定)
- b. 監査法人(財務諸表監査を担当する監査法人以外)のサービスを利用(予定)
- c. 外部企業のコンサルティングを利用(予定)
- d. 利用(予定)していない
- e. 未定
- f. その他



○「未定」と回答した企業で、「いつ頃までに利用するかどうかを決定したいと考えているか」について (97社中51社から回答)

【f.その他(回答の一部)】

- ・ 財務諸表監査を担当する監査法人とそれ以外の監査法人を利用(予定)
- ・ 予備調査に際しては会計監査人を利用しているが、導入に際しての対応については未定



◎外部の法人等に対して期待するサービスの内容

－期待する主なサービス内容－

- ・ 現行基準(日本会計基準/USGAAP)とIFRSの差異分析
- ・ IFRSに関する理解促進のための研修開催
- ・ IFRS導入プロジェクトを進めるためのノウハウ提供
- ・ IFRS会計方針・マニュアルの作成/作成サポート/レビュー
- ・ IFRSの解釈に関わる専門的なアドバイス(監査上容認される重要性の基準など)
- ・ IFRS対応の会計システムへのアドバイス
- ・ 欧米企業等の他社における導入事例の紹介
- ・ 具体的な開示事例の紹介

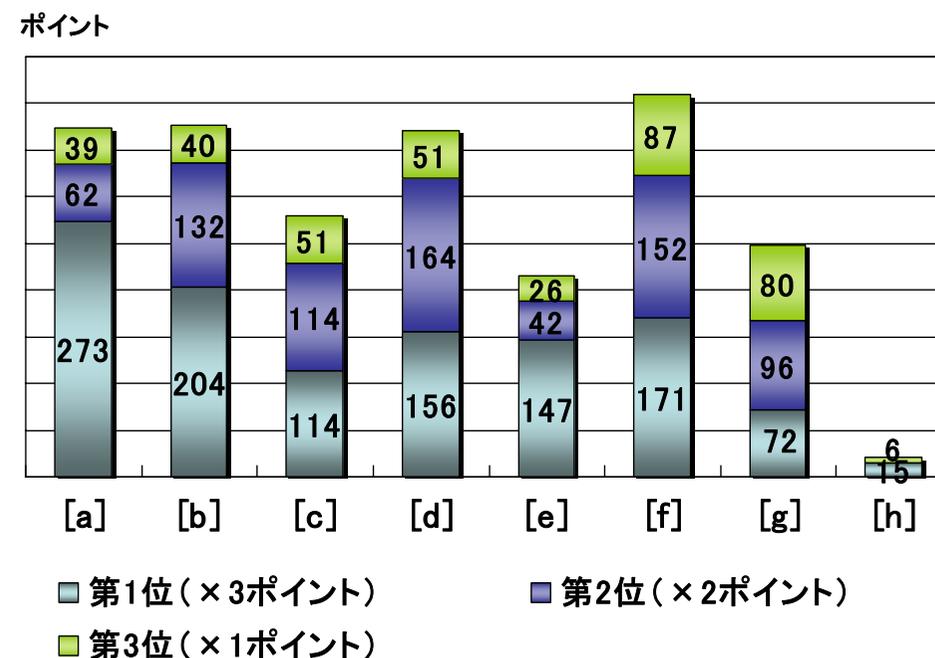
【回答の一部】

- ・ 導入検討の初期段階において、USGAAPとIFRSの差異把握に関連するギャップ分析や社内プロジェクト展開に向けたノウハウ等の把握のために利用し、その後の具体的な検討や導入プロセスに関しては、当社内のリソースを全面的に活用して展開する方針
- ・ IFRSに関する様々な質問へのコンサルティング(それによりIFRSに通じている人材の不足を補完し、経理部員のIFRS習熟度の底上げを図る)
- ・ 自分たちはある程度の専門知識を有していると考えたことなどから、当初は独力で対応しようと考えていた。しかし実際に基準の読み込みを始めてみると、多くの疑問点が生じ(基準本文の意味するところを理解できない等)、また実務適用を検討するにあたってEU各国等の対応状況を確認する必要があることを認識した。日本基準であれば実務への『落としどころ』を感覚的に把握できるのだが、プリンシプル・ベースかつ商慣習の違うシチュエーションで作成されたIFRSに対しては、自分たちはその感覚を持ちえていないと強く感じ、アドバイザーの必要性を強く感じた。

◎IFRS適用に関する懸念 回答:384社

- a. IFRSに関する理解不足
- b. 単体と連結会計基準が異なることによる実務対応
- c. 導入コスト負担
- d. IFRSに対応できる人材不足
- e. 経営活動への影響
- f. 導入後の決算実務負担
- g. 監査対応（監査人と基準の解釈が異なるリスク、監査報酬の増大含む）
- h. その他

※懸念度合いの高い順に3つ選択



【h. その他(回答の一部)】

- ・グループ会社の対応(連結決算用データ報告等)
- ・システム対応(改修等)
- ・IFRS基準設定に関する日本の発言力・影響力の確保

◎その他、IFRSの適用に関する懸念事項や課題、要望等

- IFRSの適用やコンバージェンスの進展による会計の変化に対し、税制上の措置が適切に維持されるか関心を持っており、固定資産にかかる特別償却制度など投資促進や産業育成を目的とした経済政策を担う重要な制度が、会計処理の変化を機に議論なく縮減されることや、会計処理の相違によって適用されなくなるような事態を招かぬよう注視していく必要がある。
- 日本基準と異なりIFRSは、会計基準の改定の際に作成者の意見があまり重視されないといった印象がある。改定が作成者側のコストに見合うものなのかどうかの視点を強く発信していくべきと感じている
- 「連結先行」はやむを得ないが、単体と連結の基準が異なるのは会計基準によっては期末に簡単に連結修正すれば済むというのではなく、結局は単体においてもその基準に則たらどうなるかを二重に期首から処理してもらわなくてはならないものもある可能性がある。したがってコンバージェンスは非常に重要である。主な基準についてコンバージェンスをしっかりと行えば、単体連結の差は非常に少なくなると思うし、導入後の実務もスムーズに行える。
- 原則主義のIFRSの解釈が監査法人主導で進む懸念がある。このようにならないように、作成者も参加して、IFRSの運用における解釈について議論していく必要がある。
- システムベンダーや監査法人が原案の公表を商機と捉え、協議会の立ち上げやコンサルテーションの売り込みの活発化の動きがあるようです。金融庁としては、「会計基準の総とっかえではない」との説明を頂いているとのことですが、J-SOX導入時に発生した「先行企業が振り回された損をする」という事態に陥らないよう、冷静沈着な対応が必要

◎その他、IFRSの適用に関する懸念事項や課題、要望等

- 最近、IFRSで行われている議論(特にMOU)は、主として投資家の視点から財務報告を向上させるために行われていると思われる。しかしながら、会計の重要な目的として、経営者の視点からの経営成績の測定と株主に対する結果報告がある。現状の会計基準でも、経営者及び株主に必要な経営指標を十分に提供できているし、現在、確立された実務慣行はコスト面、効率性からも優れた点が多くある。現在のIASBの議論(退職給付、財務諸表の表示等)は、理論先行の議論が多く、経営者や個人投資家が必ずしも望まない方向に性急な改革を進めようとする議論になっていると懸念する。経営者の意見や視点が、今後の議論に反映されるように、日本の関係者からIASBへの働きかけを強化する必要がある。特にコンバージェンスを行っている項目は、個別財務諸表にも影響を与え、税制との調整も必要になるので、MOUのテーマはIASBが行き過ぎた方向に進まないように強く働きかける必要がある。
- IFRS適用の財務報告は注記の記載分量が膨大である等、作成に相当の時間を要することが想定される。一方で、証券取引所からは早期の開示が要請されており、これらは相反する事象である。将来的にIFRS強制適用を行う場合は、証券取引所の開示において注記の大幅省略を認める等が必要であり、規制当局(金融庁)の適切なコントロールを期待する。